

# 統一的な基準による地方公会計の検証について

令和 4 年 8 月 1 日  
総務省自治財政局財務調査課

# 統一的な基準による地方公会計の検証に向けた論点①（資産・負債の計上）

統一的な基準に基づく貸借対照表の資産及び負債については、地方公共団体特有の制度の影響により、アンバランスに計上されることがある。

特に、資産と負債の差額である純資産については、その影響を受けやすいため、各団体の純資産から、将来世代と過去・現世代との資源配分を評価する際には、貸借対照表本体の情報だけでなく、注記記載の情報も十分に加味する必要がある。

⇒ 地方公会計情報の精度の更なる向上のため、統一的な基準の検証及び改善に向けた検討が必要。

## ①地方公共団体の管理対象であるが所有をしていないインフラ資産（建物・工作物等）の存在

（現状）  
資産計上はせず、  
公共施設マネジメント等の観点から、  
貸借対照表の注記に記載することが「望まれる」とされている。

### 注記

管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一般河川等・・・

ア 指定区間外の国道  
土地〇〇百万円  
工作物〇〇百万円

イ 指定区間の一級河川等  
土地〇〇百万円  
工作物〇〇百万円

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
固定資産	4,000,000	固定負債	4,400,000
有形固定資産	2,000,000	地方債	4,000,000
事業用資産	1,800,000	(略)	
(略)		流動負債	500,000
インフラ資産	1,900,000	1年以内償還予定地方債	390,000
土地	1,000,000	(略)	
(略)		<b>負債合計</b>	<b>4,900,000</b>
流動資産	1,000,000	<b>【純資産の部】</b>	
現金預金	800,000	<b>純資産合計</b>	<b>100,000</b>
(略)		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>5,000,000</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,000,000</b>		

②地方交付税の代替措置である臨時財政対策債、その他地方交付税措置のある地方債の存在

（現状）  
貸借対照表の注記に、  
後年度の基準財政需要額見込額を記載することとされている。

貸借対照表本体の情報だけでは、地方公共団体特有の制度の影響を加味できない。  
⇒現状、注記に記載された該当金額を反映させて分析を行うことが必要となっている。

### 参考

令和3年度末までに令和2年度決算に係る注記を作成・公表した都道府県 39/47団体（約83%）

①所有外資産の該当金額について何らかの記載がある団体 14/47団体（約30%）

②地方交付税措置のある地方債について基準財政需要額見込額の記載がある団体 36/47団体（約77%）

## ③昭和59年度以前に取得された又は取得価額が不明な道路等敷地の存在

（現状）備忘価額1円で資産計上。

## 統一的な基準による地方公会計の検証に向けた論点①（資産・負債の計上）

### <令和元年度研究会において指摘された「統一的な基準に関する課題」>

○統一的な基準には、指標を用いた他団体比較の際に影響を及ぼすような課題が存在。

(例) 国道や一般河川等の管理者と所有者が異なる資産 (いわゆる所有外資産)

資産には計上されないが、整備に要する費用に地方債を充てた分は負債計上される。

⇒資産と負債がアンバランスに計上されることから、

これらの数値(資産・負債・純資産)を基にした指標が実態とは異なる可能性がある。

#### 【地方公会計の推進に関する研究会(令和元年度)報告書(抜粋)】

P55 「第4 終わりに」 「(2)統一的な基準における課題」

…統一的な基準に関しては、指標を用いて他団体との比較を行う際に影響を及ぼすような課題が存在している。

例えば、所有外資産について、貸借対照表上は資産には計上されないが、その整備に要する経費に地方債を充当した場合は負債に計上されることや、資金収支計算書では、所有外資産の整備に係る支出に関する区分は、投資活動収支ではなく、移転費用として業務活動収支に分類されるという課題があるが、所有権移転外リースについては原則として資産計上されていることを踏まえると、所有外資産についても資産計上することも考えられるのではないかとの指摘が研究会においてなされたところである。

現状として、指標を用いて分析を行う場合には、こうした課題にも留意しながら分析を行う必要があるとしているが、比較可能性を確保していく上では、このような統一的な基準に関する課題について、引き続きの検討が必要である。地方公共団体における運用の実態等を踏まえて、基準を見直すことも含めて、よりよい地方公会計の整備のために不断の検討が望まれるところである。



このような課題のうち、特に所有外資産に関しては、  
所有していないものを資産計上している例(所有権移転外リースなど)を踏まえ、  
基準の見直しも含めて、検討が必要ではないか。

## 統一的な基準による地方公会計の検証に向けた論点②（適切な作成・更新）

○地方公会計の活用にあたっては、財務書類・固定資産台帳の適切な作成・更新が前提。

- ・財務書類・固定資産台帳が不正確であれば、財政状況の把握・分析を正確に行うことができない。
- ・作成・更新が遅れると、情報が古くなり、資産管理や予算編成等への活用が難しくなる。

<主な論点>

### ① 作成時期の早期化（業務負担の軽減）

○ 令和元年度研究会において課題とされた

「まずは決算年度の翌年度末までに作成作業を終える」取組は着実に進展。

（H29年度決算の財務書類を翌年度末までに作成：1440団体・80.5%

⇒R2年度決算 // :1638団体・91.6%）

→ **更なる作成時期の早期化に向けて、業務負担の軽減も考慮しつつ、どのような取組が必要か。**

（例）予算執行に係る作業との連携（あらかじめ予算科目の細々節に公会計上の勘定科目を登録しておくことなど）により、日々仕訳を促進し、早期作成と負担軽減につなげられないか。

（例）固定資産台帳と他の資産台帳との連携により、データ精度の向上や更新作業の効率化につなげられないか。

### ② 内容の精緻化

○ 整備の次の段階として、財務書類の内容の精度を底上げし、より活用に生かすことが必要。

○ 特に、固定資産台帳の精度が向上（精緻化）すれば、財務書類の精度もより向上することとなる。

→ **固定資産台帳の精緻化について、現場はどう考えているのか。**

**何をどの水準までやるのか改めて検討が必要ではないか。**

（令和元年度研究会で必要とされた事項：建物本体と附属設備の分類計上をする など）

→ **その他、財務書類・固定資産台帳を活用に活かしていく上で、作成・更新の課題は何か。**

# 令和元年度研究会における検討（固定資産台帳の更新）

- 地方公会計の活用にあたっては、適切な固定資産台帳の更新が前提。一度固定資産台帳を作成したとしても、毎年度適切に更新されなければ、台帳情報と実際の状況との乖離が生じてしまい、資産管理等に活用することができない。
- 固定資産台帳の更新について、各地方公共団体の状況を確認したところ、下記課題が見られた。
  - ①更新作業に時間を要している団体が一定数ある。
  - ②建物本体と附属設備を耐用年数に応じて分類せず、一括計上のままとしている団体や、現物確認を行っておらず、登録や除却の処理が漏れているといった団体が見られた。
  - ③担当者が少なく、毎年度更新の必要性・重要性も自治体の組織内全体で十分に理解されていない。
- 上記①～③の課題の対応策について、令和元年度の研究会において検討がなされた。

## <主な検討結果>

### ①更新時期の早期化（業務負担の軽減）

- ・毎年度適切に更新していくため、まずは、財務書類を決算年度の翌年度末までに完成させることを見込んで、それ以前に台帳更新が終了していることが必要。
- ・年度末に行われている台帳登録を、四半期・月に一度など期中に前倒して定期的実施することで、更新の早期化と負担軽減につながる。
- ・財務会計システムの更新等のタイミングで、財務会計システムと一体的な地方公会計システムを導入し、日々仕訳を導入することも有効。（ただし、台帳更新もその都度行わなければ早期化につながらない点に注意）  
等

### ②内容の精緻化

- ・資産管理への活用のため、定期的な現物確認が必要。資産件数が膨大な場合は、複数年で確認を一巡させる等の工夫も一つの方策。
- ・また、建物と附属設備を一体的に計上している場合は、台帳更新の際に、耐用年数に応じて分類計上が必要。

### ③体制整備・意識向上

- ・毎年度、適切に台帳を更新していくためには、各施設所管課自身が台帳担当者としての認識を持ってもらう必要。
- ・年間の作業スケジュールを示すなどして、庁内全体で計画的に作業を進めていくことが重要。
- ・固定資産台帳と公有財産台帳等の他の台帳の担当課が異なると、それぞれに更新作業を行うことになるため、作成において連携を図り、資産に係る情報のデータベースの共有化を図ることが有効。

# 令和元年度研究会における検討（財務書類の作成）

- 地方公会計の活用に当たっては、適切な財務書類の作成が前提。財務書類の作成で重大な誤りがあれば、財政状況の把握・分析を正確に行うことができず、また、作成が遅れると、資産管理や予算編成等への活用も難しくなる。
- 財務書類の作成について、各地方公共団体の課題を確認したところ、
  - ① 作成作業に時間を要している団体が一定数あった。
  - ② 作成自体を外部業者に委託している団体が多い上に、内容のチェック体制が確立されていない団体が多くみられた。
  - ③ 附属明細書及び注記を作成・公表していない団体が散見された。
  - ④ 地方公会計の担当者が少なく、財務書類作成の必要性・重要性も自治体の組織内全体で十分に理解されていない。
- 上記①～④の課題の対応策について、令和元年度の研究会において検討がなされた。

## <主な検討結果>

### ① 作成時期の早期化（業務負担の軽減）

- ・財務書類の作成が遅れていけば、次の年度の財務書類の作成作業も含め、二重の作成作業が発生する可能性がある。毎年度適切に財務書類を作成していくため、まずは**決算年度の翌年度末までに作成作業を終えることが必要。**
- ・年度末に行われている仕訳作業を、四半期・月に一度など期中に前倒して定期的実施することで、作成の早期化と負担軽減につながる。
- ・あらかじめ予算科目の細々節に公会計上の勘定科目を登録しておくことで、予算の段階から各事業担当課が仕訳を行えるようにして、決算確定後の確認作業の手間を軽減できる。等

### ② 内容の精緻化

- ・平成29年度の総務省研究会報告書で示された「チェックリスト」を活用して、団体職員が自ら財務書類を確認し、正確さを担保していくことが望まれる。等

### ③ 附属明細書・注記の作成

- ・附属明細書・注記は、財務4表には計上されない情報（地方債のうち将来の交付税措置が見込まれる金額等）をはじめ、財政状況を理解する上で必要かつ重要な情報が記載されており、本文同様に重要なものであるため、作成・公表が必要。

### ④ 体制整備・意識向上

- ・毎年度、適切に財務書類を作成していくためには、庁内全体で財務書類の作成業務の必要性について認識を持ってもらう必要。
- ・年間の作業スケジュールを示すなどして、庁内全体で計画的に作業を進めていくことが重要。
- ・職員の意識向上のため、先進団体職員や専門家を派遣する制度の充実等が考えられる。